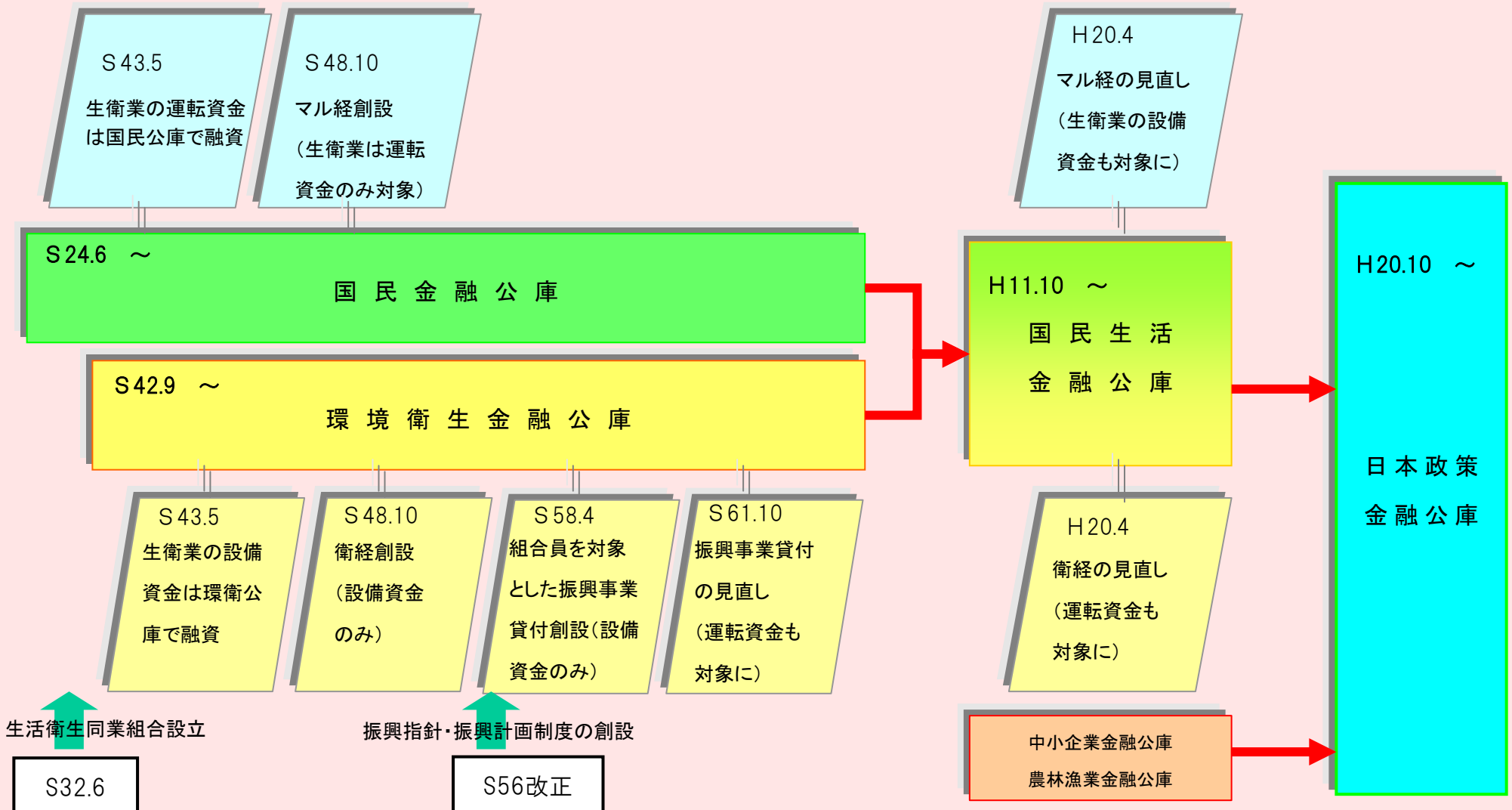


生活衛生貸付制度の現状について

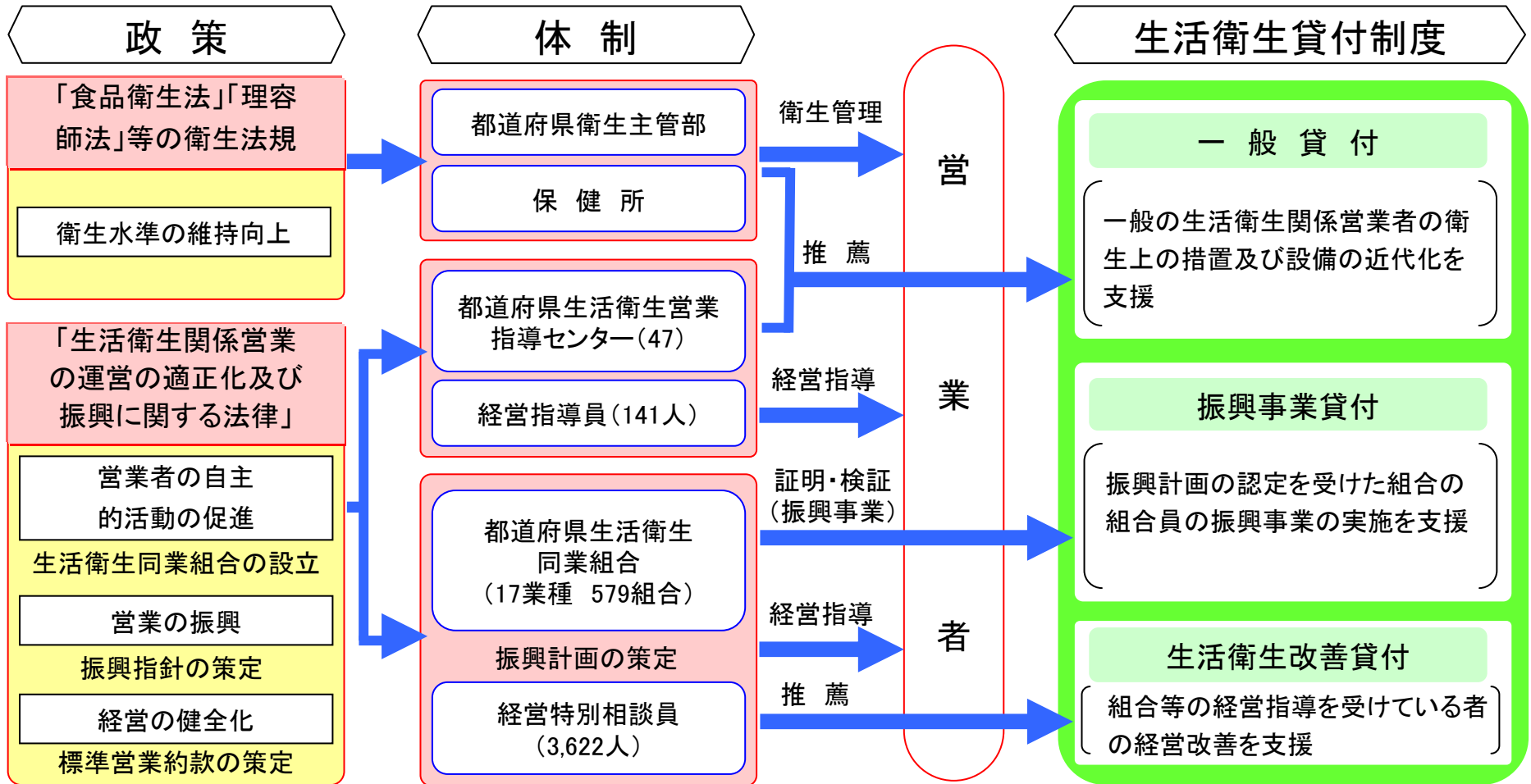
平成21年4月23日
日本政策金融公庫
国民生活事業本部
生活衛生融資部

生活衛生貸付制度の沿革

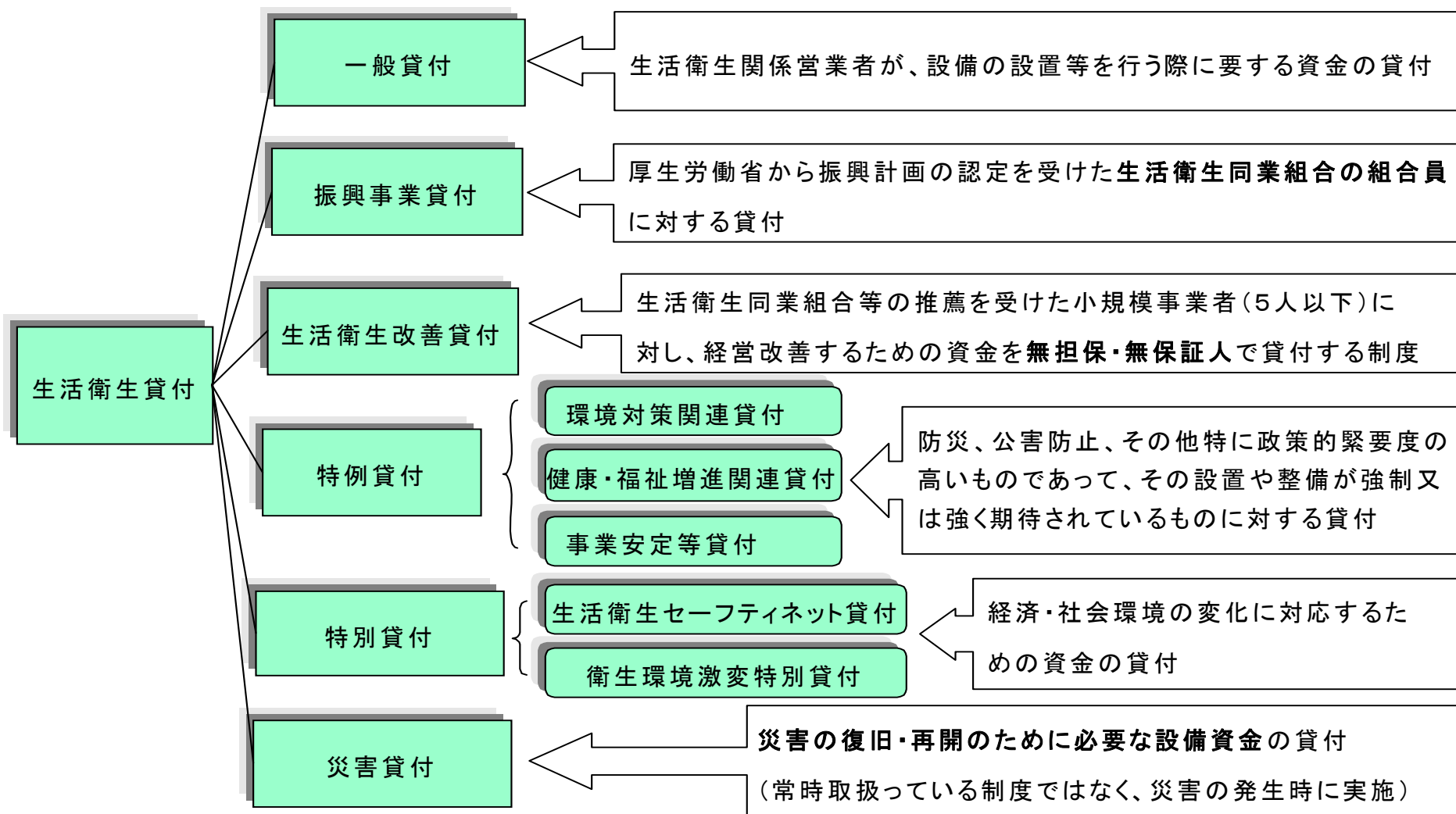


「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」 (議員立法) ⇒ 「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」

生活衛生貸付制度の枠組み(政策と一体となった貸付制度)



生活衛生貸付の制度概要－貸付制度一覧



生活衛生貸付の制度概要－一般貸付・振興事業貸付等

貸付制度	一般貸付 (昭和42年10月2日創設)	振興事業貸付 (昭和58年4月4日創設)	生活衛生改善貸付(衛経) (昭和48年10月11日創設)
貸付対象者	生活衛生関係の事業を営む者	生活衛生関係の事業を営む者であって、振興計画について認定を受けている生活衛生同業組合の組合員	生活衛生関係の事業を営む、常時使用する従業員が5人以下の会社及び個人であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた者
資金用途	設備資金	設備資金及び運転資金	設備資金及び運転資金
貸付限度額	7,200万円以内 興行場営業 2億円 旅館業 4億円 一般公衆浴場業 3億円 サウナ営業 2億円 クリーニング業 1億2,000万円 (取次店は4,800万円)	○設備資金 1億5,000万円 興行場営業 7億2,000万円 旅館業 7億2,000万円 一般公衆浴場業(別枠) 1億5,000万円 クリーニング業 3億円 (取次店は4,800万円) ○運転資金 5,700万円 (取次店は4,800万円)	1,000万円⇒ <u>1,500万円</u>
利率	基準利率 省エネ設備 : 特別利率B 特別利率C 衛生設備 : 特別利率C 浴場施設設備 : 特別利率E	○設備資金 : 基準利率 省エネ設備 : 特別利率B・特別利率C 衛生設備 : 特別利率C 振興特物品目 : 特別利率C (事業計画の検証を受けた場合 : 特別利率D) ○運転資金 : 基準利率 (事業計画の検証を受けた場合 : 特別利率A) 標準営業約款 : 特別利率A (事業計画の検証を受けた場合 : 特別利率B)	特別利率F
貸付期間	13年以内 (一般公衆浴場業は30年以内)	○設備資金 18年以内 ○運転資金 5年以内 (特に必要な場合7年以内)	設備資金 : 7年以内⇒ <u>10年以内</u> 運転資金 : 5年以内⇒ <u>7年以内</u>
据置期間	1年以内 (特別な場合は2年以内)	○設備資金 2年以内 ○運転資金 6ヵ月以内 (特に必要な場合1年以内)	設備資金 : 6ヵ月以内⇒ <u>2年以内</u> 運転資金 : 6ヵ月以内⇒ <u>1年以内</u>
保証・担保	保証人又は不動産、有価証券などの担保が必要		不要(無担保・無保証)
添付書類	都道府県知事が発行する「推せん書」	振興計画認定生衛組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」 * 振興計画認定生衛組合を脱退したことにより振興事業を実施していないと認められた者については、特利適用を解除し、貸付時の基準利率を適用する場合がある。	生活衛生同業組合等の長の「推薦書」

* 生活衛生改善貸付(衛経)は、平成21年4月24日から貸付限度額、貸付期間及び据置期間がそれぞれ拡充(下線部分)される(平成22年3月31日まで)。

生活衛生貸付の制度概要－特例貸付

項目	環境対策関連貸付 (平成14年4月1日創設)			健康・福祉増進貸付 (平成13年4月1日創設)		事業安定等貸付 (平成14年4月1日創設)
	防 災 ・ 環 境 対 策 資 金			受 動 喫 煙 防 止 資 金	福 祉 増 進 資 金	雇 用 安 定 資 金
	消 防 関 連	アスベスト対策 関	耐 震 改 修 関 連			
貸 付 者 対 象	生活衛生関係営業全業種 及び 理容学校・美容学校の経営者			飲食店営業、喫茶店 営業、理容業、美容 業、興行場営業、旅 館業、一般公衆浴場 業、サウナ営業	生活衛生関係営業全 業種	生活衛生関係営業 全業種
資 金 使 途	消防・防火設備 の設置に要す る資金	・アスベストの除去 等及びアスベストを 含まない設備への 代替に要する設備 資金	・事業継続計画に 基づく、耐震改修 に要する設備資金	受動喫煙を防止す るための設備の設 置に要する資金	高齢者等が利用しや すい施設にするため に必要とする設備の 設置に要する資金	事業拡大のために必 要な設備に要する資 金
		・アスベストの除去 等に要する運転資 金(振興計画に基づ くもの)	・耐震診断に要す る運転資金(振興 計画に基づくもの)			
貸 付 額 限 度	一般貸付又は振興事業貸付に 上乗せ3,000万円			一般貸付又は振興事業貸付に 上乗せ3,000万円		振興事業貸付に 上乗せ3,000万円
貸 付 率 利 率	特別利率B 特別利率C 特別利率E	基準利率 特別利率C 特別利率E	基準利率 特別利率B 特別利率C 特別利率E	特別利率B 特別利率C		特別利率C
貸 付 間 期	設備資金 15年 運転資金 7年			設備資金 15年		設備資金 15年

生活衛生貸付の制度概要－特別貸付

項 目	生活衛生セーフティネット貸付(平成12年12月25日創設)		衛生環境激変特別貸付 (平成10年4月9日創設)
	経営環境変化資金	金融環境変化資金	
貸付対象者	振興計画に基づく事業を実施している方で、 売上が減少するなど業況が悪化している方	振興計画に基づく事業を実施している方で、取引金融機関の経営破綻などにより、資金繰りに困難を来している方	感染症又は食中毒の発生による衛生環境の著しい変化に起因して衛生水準の維持向上に著しい支障を来している者
資金使途	運転資金	運転資金	運転資金
貸付限度額	別枠 5,700万円	別枠 4,000万円	衛生環境の激変事由ごとに 別枠1,000万円以内
貸付利率	基準利率 ただし、最近の売上、利益率等が減少するなど一定の要件に該当する場合は、 特別利率N(基準利率－0.3%)		基準利率 特別利率C
貸付期間	5年以内 (特別な場合は8年以内)	5年以内 (特別な場合は8年以内)	5年以内 (特別な場合は7年以内)

衛生環境激変特別貸付は、日常的に実施している貸付制度ではなく、感染症等の発生による衛生環境の激変に伴い生活衛生関係事業者の経営に対する影響がある場合に、厚生労働省及び財務省の指示を受けて発動するものであり、今までの発動実績は次のとおりである。

OBSE(牛海綿状脳症)関連

実施期間:平成13年10月～14年10月

貸付実績:件数 1,714件

金額 10,719百万円

OSARS(重症急性呼吸器症候群)関連

実施期間:平成15年6月～12月

貸付実績:件数 26件

金額 193百万円

○鳥インフルエンザ関連

実施期間:平成16年3月～9月

貸付実績:件数 140件

金額 822百万円

担保・保証人の要件を緩和した融資制度の概要

	新創業融資制度 (平成13年7月創設)	第三者保証人等を不要とする融資 (平成15年1月創設)
貸付対象者	新たに事業を始める方または新規開業して税務申告を2期終えていない者（開業前または開業後で税務申告を終えていない場合は、開業資金の3分の1以上の自己資金が必要。）	次のいずれの要件にも該当する者 1 税務申告を2期以上行っていること 2 原則として、所得税等を完納していること
貸付限度額	1,000万円	4,800万円
担保・保証人	担保：不要 保証人：原則、不要 ただし、法人企業の場合、代表者等を保証人に徴求することができる。	担保：不要 保証人：（法人営業者）原則として代表者のみの保証 （個人営業者）原則として無保証人
貸付利率	各制度で定められている利率＋上乗せ利率1.65% （ただし、法人企業の代表者等を保証人とする場合は、上乗せ利率を1.55%とする。）	各制度で定められている利率＋上乗せ利率0.65%
貸付期間	運転資金：5年以内（うち据置期間6ヵ月以内） 設備資金：7年以内（うち据置期間6ヵ月以内）	運転資金：5年以内（特別な場合は7年以内（注）） （うち据置期間6ヵ月以内） 設備資金：10年以内（うち据置期間2年以内）

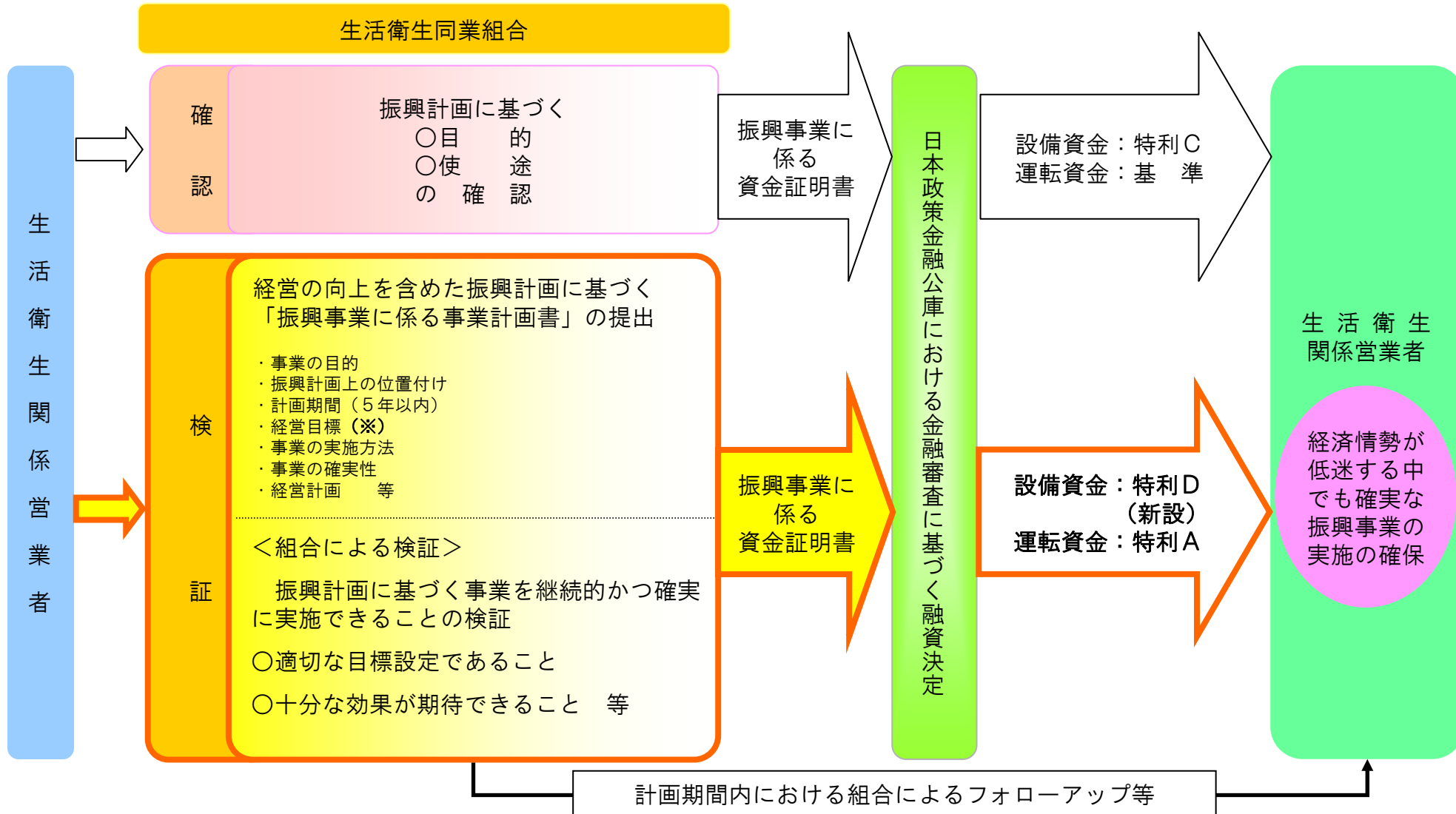
（注）平成22年3月31日までは8年以内（生活衛生セーフティネット貸付を適用する場合に限る。）

生活衛生貸付の金利の水準

設備資金			運転資金						
振興事業貸付 (資金証明書が必要)			一般貸付 (推せん書が必要)	衛経 (組合又はセンターの推薦が必要)	振興事業貸付 (資金証明書が必要)			一般貸付	衛経 (組合又はセンターの推薦が必要)
認定事業計画					認定事業計画 +標準約款	認定事業計画	生活衛生セーフティネット貸付 [売上の減少等 一定の要件に 該当する場合]		
		基準利率	基準利率	-0.3%				* 運転資金 制度なし	-0.3%
	-0.9%			特別利率F	-0.65%	-0.4%	-0.3%		特別利率F
	特別利率C				特別利率B (21年度)	特別利率A (21年度)	特別利率N (21年度)		
	特別利率D (21年度)						基準利率		

- * 衛生設備については、振興事業貸付・一般貸付ともに特別利率Cが適用される。
- * 省エネルギー設備については、振興事業貸付・一般貸付ともに平成22年3月31日まで特別利率B(一部の設備は特別利率C)が適用される。
- * 一般貸付において、一般公衆浴場業にかかる設備資金(浴場施設設備等)については、特別利率E(基準利率-1.4%)が適用される。
- * 「第三者保証人等を不要とする融資」を利用する場合は、0.65%上乘せ。
- * 「新創業融資制度」を利用する場合は、1.65%(法人企業の代表者等を保証人とする場合は1.55%)上乘せ。

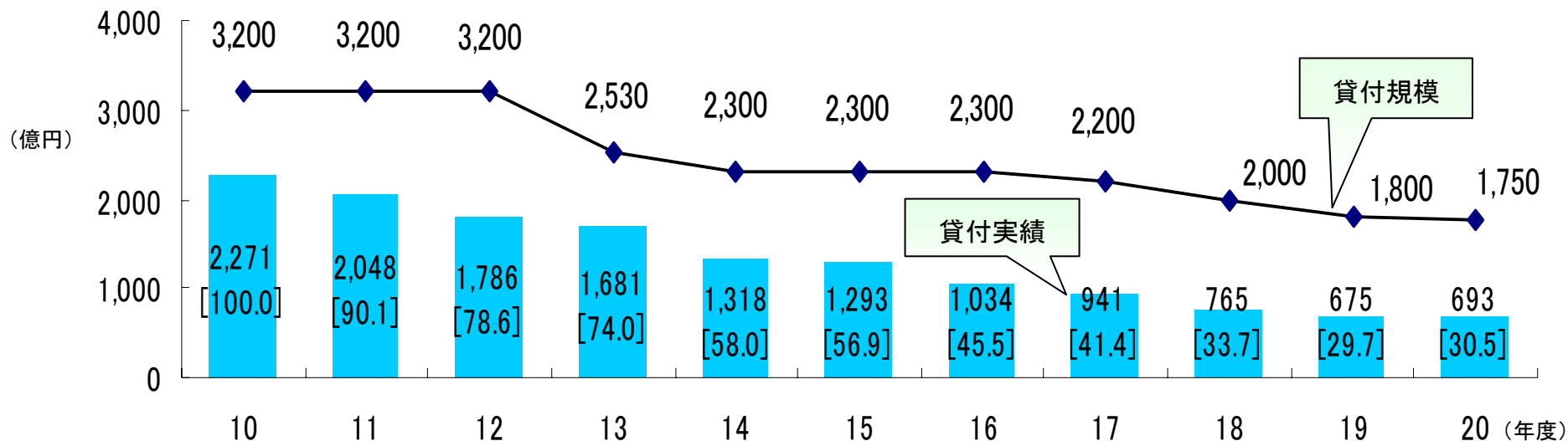
振興事業貸付の貸付利率の引き下げについて



※ 計画期間内で右に掲げる指標のいずれかについて、直近の決算期における実績に対し、上昇率が表に定める水準以上であること。

計画期間	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
売上高	3%	6%	9%	12%	15%
経常利益	1%	2%	3%	4%	5%

生活衛生貸付の貸付規模と貸付実績の推移



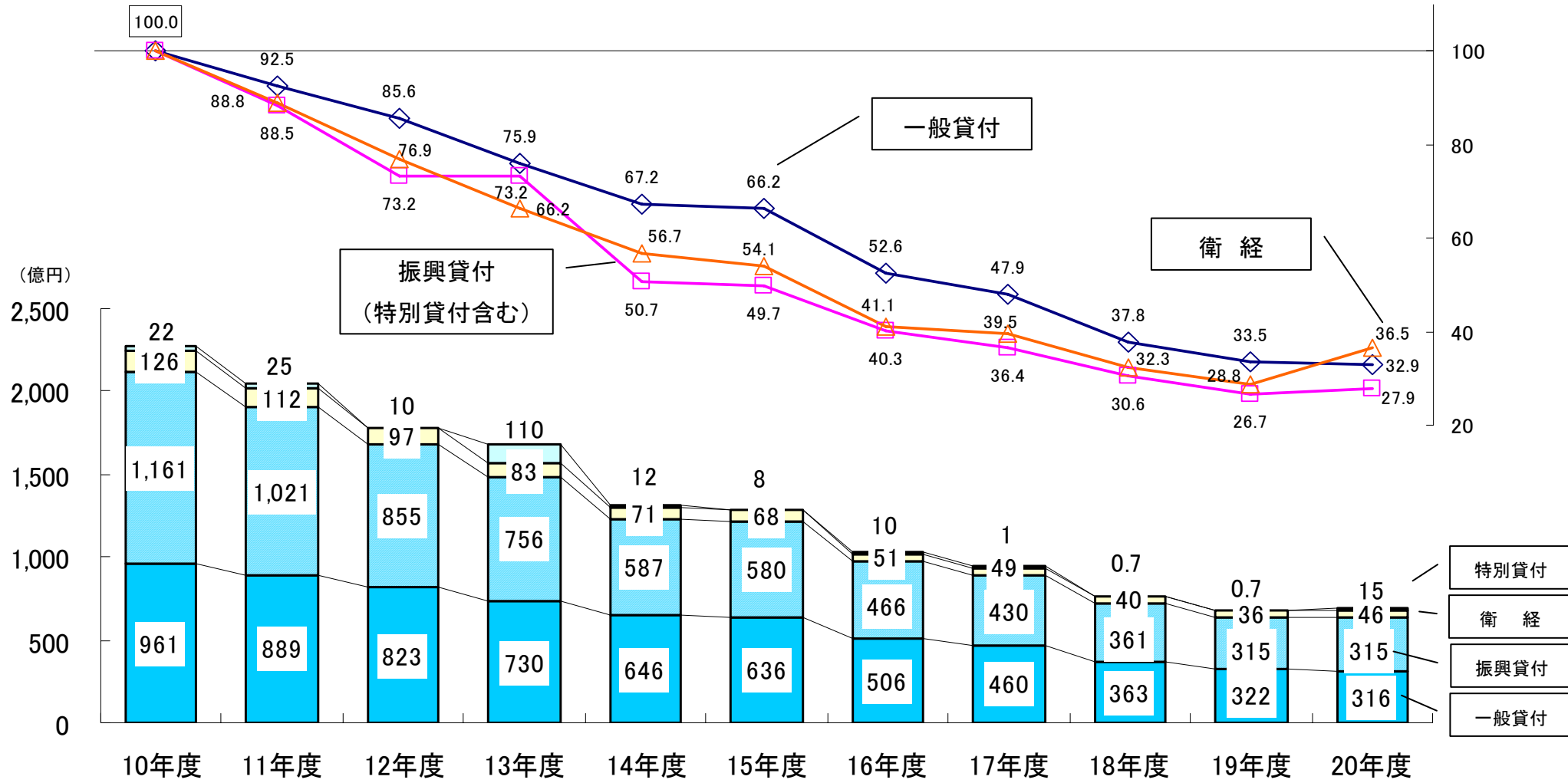
(単位：億円、%)

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20 (速報)
貸付規模	3,200	3,200	3,200	2,530	2,300	2,300	2,300	2,200	2,000	1,800	1,750
貸付実績 (貸付規模比)	2,271 (71.0)	2,048 (64.0)	1,786 (55.8)	1,681 (66.4)	1,318 (57.3)	1,293 (56.2)	1,034 (45.0)	941 (42.8)	765 (38.3)	675 (37.5)	693 (39.6)
事業資金貸付に 占める ²⁾	6.2	6.1	5.9	5.4	4.8	4.6	4.2	4.2	3.9	3.4	3.2

- (注) 1 []内は、10年度比(%)である。
 2 ()内は、貸付規模比(%)である。
 3 平成20年度の貸付実績は、速報値である。

生活衛生貸付の貸付種別別実績

(13年度=100)



(速報)

生活衛生関係事業者が利用できる普通貸付の主な貸付制度

普通貸付		貸付条件		
		貸付限度	貸付期間	貸付利率
一般貸付（注）		4,800万円 （特定設備7,200万円）	運転資金：7年以内 設備資金：10年以内 （特定設備：20年以内）	運転資金：基準利率 設備資金：基準利率
特 別 貸 付	新企業育成貸付 〔女性、若者／シニア 起業家資金〕	7,200万円 〔うち運転資金 4,800万円〕	運転資金：7年以内 設備資金：15年以内	運転資金：基準利率 設備資金：特別利率A
	企業活力強化貸付 （企業活力強化資金）	7,200万円 〔うち運転資金 4,800万円〕	運転資金：7年以内 設備資金：20年以内	運転資金：基準利率 特別利率C（中心市街地関連） 設備資金：基準利率・特別利率A 特別利率C（中心市街地関連）
	セーフティネット貸付 （経営環境変化資金）	4,800万円	運転資金：7年以内 設備資金：15年以内	運転資金：基準利率 特別利率N（基準利率－0.3%） 〔売上、利益率等が減少するな ど一定の要件に該当する場合〕 設備資金：基準利率
経営改善貸付 （マル経）		1,000万円	運転資金：5年以内 設備資金：7年以内	運転資金：特別利率F 設備資金：特別利率F

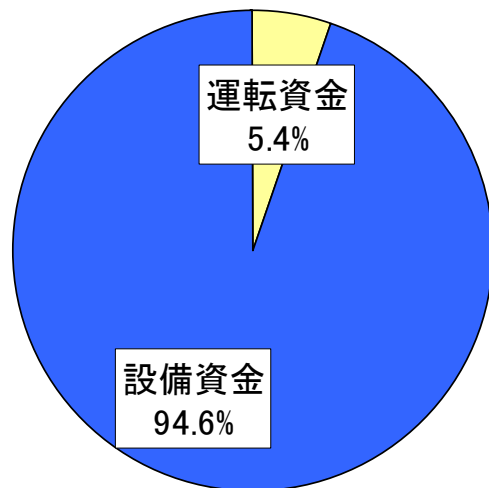
（注）生活衛生関係事業者は一般貸付の設備資金の対象とならない。運転資金のみ対象。

生活衛生関係業者が利用している公庫融資の状況

[平成19年度実績(公庫支店扱)]

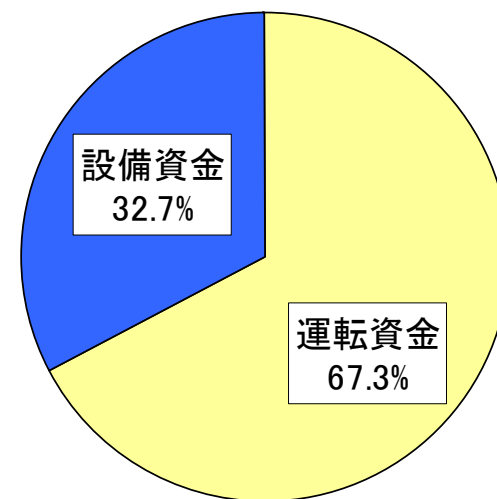
生活衛生貸付

665億円



普通貸付

1,148億円

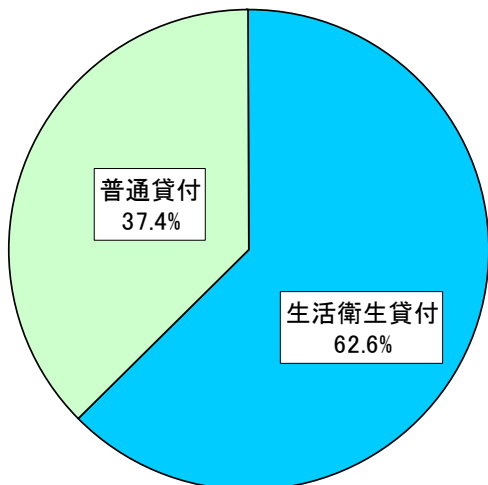


総額

1,813億円

設備資金

1,004億円



運転資金

809億円

